INTERTRADE

第28回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋兜町７番１号
KABUTO ONE ４階
HALL & CONFERENCE
ホールB

議　案

第１号議案　取締役４名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件

株式会社インタートレード
証券コード：3747

株　主　各　位

証券コード　3747
2026年12月３日
（電子提供措置の開始日　2026年11月25日）

東京都中央区新川一丁目17番21号
株式会社インタートレード
代表取締役社長　西　本　一　也

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第28回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（https://www.itrade.co.jp/ir/）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）

　上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「インタートレード」又は「コード」に当社の証券コード「3747」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご覧ください。

**　当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによる議決権の事前行使ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、３頁～５頁に記載の「議決権行使方法についてのご案内」にしたがって、2026年12月17日（木曜日）午後５時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2026年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**

２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町7番１号
KABUTO ONE ４階 HALL & CONFERENCE ホールB
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報告事項　1. 第28期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項　**第１号議案**　取締役４名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト	https://www.itrade.co.jp/ir/

議決権行使方法についてのご案内



▌株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時	**2026年12月18日（金曜日）午前10時** (受付開始 午前９時30分)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください(代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります)。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



▌郵送にて行使いただく場合

行使期限	**2026年12月17日（木曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



▌インターネットにて行使いただく場合

行使期限	**2026年12月17日（木曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト：https://evote.tr.mufg.jp/

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

インターネットによる行使方法　　2026年12月17日（木曜日）午後5時30分行使分まで

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使サイトへアクセス
(https://evote.tr.mufg.jp/)

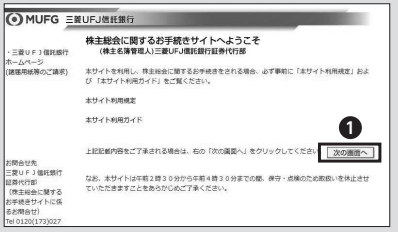

❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

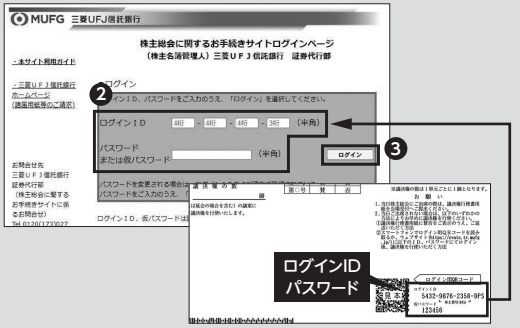

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログイン ID」**及び**「仮パスワード」**を入力
（株主総会招集の都度、新しい「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご通知します。）

❸**「ログイン」**をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

(2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

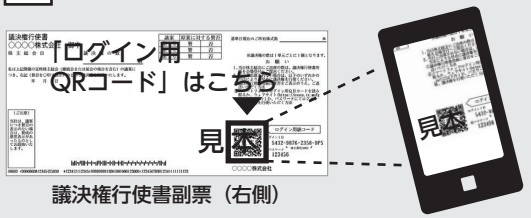

議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）　**0120-173-027**（通話料無料）

受付時間　9:00～21:00

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役である西本一也、尾﨑孝博、内藤敏裕、平石智紀及び大久保淳一の５氏の任期が満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

西本（にしもと）　一也（かずや）（1964年６月17日生）

再　任

■所有する当社の株式数　1,346,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年１月	当社設立とともに代表取締役社長就任
2001年10月	当社取締役会長就任
2003年３月	当社取締役就任
2009年１月	当社業務執行役員第二事業本部副本部長就任
2009年12月	当社取締役第二事業本部長就任
2012年３月	当社取締役副社長第二事業本部長就任
2016年３月	当社取締役副社長兼金融ソリューション事業本部長就任
2018年10月	当社代表取締役社長就任（現任）
2018年11月	株式会社デジタルアセットマーケッツ代表取締役就任（現任）

取締役候補者とする理由

西本一也氏は、当社設立以来、当社グループの事業拡大に邁進してまいりました。多岐にわたるシステム設計に携わり、業界における豊富な経験と見識を有しており、当社グループにおける持続的な成長と企業価値向上の実現を目指していくために、最適な候補者であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

尾﨑（おざき）　孝博（たかひろ）（1965年10月17日生）

再　任

■所有する当社の株式数　216,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年１月	当社設立とともに取締役副社長就任
2003年３月	当社取締役副社長兼最高執行責任者就任
2005年６月	インタートレード投資顧問株式会社代表取締役社長就任
2007年４月	当社取締役副社長兼第一事業本部長就任
2007年８月	当社取締役第一事業本部長就任
2009年８月	当社取締役副社長兼最高執行責任者兼第一事業本部長就任
2009年12月	当社代表取締役社長就任
2017年11月	一般財団法人ホワイトロック財団 理事就任（現任）
2018年10月	当社取締役就任（現任）

取締役候補者とする理由

尾﨑孝博氏は、当社設立以来、当社グループの事業拡大に邁進してまいりました。長年にわたる業界の豊富な知識と見識は、当社グループの更なる成長と経営理念の実現に向けて最適な候補者であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

平石（ひらいし） 智紀（ともき）（1978年４月４日生）

独立役員候補者 | 社外取締役候補者 | 再 任

■所有する当社の株式数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年10月 公認会計士登録
2011年８月 株式会社アクリア代表取締役就任（現任）
2014年８月 税理士登録
2014年９月 税理士法人アクリア代表社員就任（現任）
2017年12月 株式会社日本クラウドキャピタル(現株式会社FUNDINNO)取締役就任
2019年12月 当社社外取締役就任（現任）
2022年６月 三桜工業株式会社社外監査役就任(現任)
2025年１月 株式会社FUNDINNO執行役員就任(現任)

社外取締役候補者とする理由、期待される役割及び社外取締役としての在任期間

平石智紀氏は公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益な意見や提言を通じて、当社を客観的な視点で独立性をもって監督していただいております。その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただいていることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって７年となります。

候補者番号 4

大久保（おおくぼ） 淳一（じゅんいち）（1964年６月10日生）

独立役員候補者 | 社外取締役候補者 | 再 任

■所有する当社の株式数 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年４月 三菱石油株式会社入社
1999年８月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
2013年９月 株式会社大久保（現DFG株式会社）代表取締役就任（現任）
2013年10月 一般社団法人大久保の会（現 一般社団法人5years機構）代表理事就任（現任）
2016年６月 楽天証券株式会社監査役就任（現任）
2016年９月 NPO法人 5years理事長就任（現任）
2024年12月 当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とする理由、期待される役割及び社外取締役としての在任期間

大久保淳一氏は、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって２年となります。

（注）1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の平石智紀氏及び大久保淳一氏は、社外取締役候補者であります。平石智紀氏及び大久保淳一氏は東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は平石智紀氏及び大久保淳一氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任を負うとしております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。当社の全ての取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役である内田久美子氏の任期が満了となります。また、中里健一氏は本総会終結の時をもって、監査役を退任いたします。つきましては、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

内田（うちだ）　久美子（くみこ）（1970年３月１日生）

独立役員候補者　社外監査役候補者　再　任

■所有する当社の株式数　一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年４月	弁護士登録、鳥飼総合法律事務所入所
2011年４月	株式会社ミサワ社外監査役就任
2016年１月	和田倉門法律事務所創設、パートナー弁護士就任
2016年５月	株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役就任（現任）
2016年７月	株式会社ビューティガレージ社外取締役就任（現任）
2016年12月	当社監査役就任（現任）
2017年４月	株式会社ミサワ社外取締役就任（現任）
2019年３月	ピクスタ株式会社社外取締役就任（現任）

社外監査役候補者とする理由及び社外監査役としての在任期間

内田久美子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と知見を有するとともに、他の上場会社の社外役員としてコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有しております。2016年12月の就任以来、当社グループの事業及び経営課題への深い理解に基づき、独立かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監査し、適切な意見及び提言を行っており、また在任期間は長期に及びますが、独立性に懸念はないものと判断しております。これらの理由により、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

候補者番号 2

栖原（すはら）　謙介（けんすけ）（1955年11月29日生）

独立役員候補者　社外監査役候補者　新　任

■所有する当社の株式数　一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年４月	株式会社東京銀行 入行
1994年４月	東銀投資顧問株式会社出向 営業部長 就任
2004年７月	東京三菱銀行信託会社出向（在ニューヨーク）副頭取 就任
2009年４月	金融庁入庁
2015年７月	同 主任統括検査官 Non-G-SIFIs モニタリング長就任
2019年９月	株式会社デジタルアセットマーケッツ 顧問就任

社外監査役候補者とする理由

栖原謙介氏は、金融機関での豊富な経験を有しております。また金融庁にて多岐にわたる金融機関の検査に携わり、主に市場リスク管理、経営管理及び監査態勢などについての検証を行い、経営の質向上に繋げうる種々の指摘や提言を行ってまいりました。これらの理由により、経営的な観点から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栖原謙介氏及び内田久美子氏は社外監査役候補者であります。内田久美子氏は東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、栖原謙介氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定し届け出る予定であります。
3. 当社は内田久美子氏との間で会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続します。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任を負うとしております。また、監査役候補者の栖原謙介氏が選任された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事業報告 (2025年10月１日から2026年９月30日まで)

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過及び成果

当社グループの事業セグメントは、証券ディーリングシステム、外国為替証拠金取引システム、暗号資産プラットフォーム等の開発及び保守を中心とする「金融ソリューション事業」、ITエンジニアリングサービスの提供を行う「ビジネスソリューション事業」及び機能性食材であるハナビラタケの健康食品や化粧品等の開発及び販売を行う「ヘルスケア事業」の３つです。

当連結会計年度における当社グループの連結経営成績は、次の表のとおりです。なお、各事業の売上高はセグメント間の内部取引を含んでいません。

区分	2025年９月期		2026年９月期		前年度比 (%)
	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	
売上高	1,836	100.0	1,850	100.0	100.8
金融ソリューション事業	1,473	80.2	1,502	81.2	102.0
ビジネスソリューション事業	258	14.1	256	13.9	99.3
ヘルスケア事業	104	5.7	91	4.9	87.2
営業利益又は営業損失（△）	△8	―	82	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△145	―	133	―	―

当連結会計年度における国内経済は、賃上げや設備投資を背景に緩やかな成長基調が続いた一方、金利環境の変化や物価上昇、地政学的リスクの継続などにより、先行き不透明な状況で推移いたしました。金融業界においては、システム更改需要やクラウド活用を含むDX投資、サイバーセキュリティ対策への需要が堅調に推移しております。一方、暗号資産・ＷＥＢ３関連分野では制度整備や実用化の進展がみられるものの、本格的な市場拡大にはなお慎重な姿勢が続いております。また、高度IT人材の確保及び育成が引き続き重要な課題となっております。

このような事業環境の中で、当連結会計年度の業績は、売上面では主力の金融ソリューション事業は増収であったものの、ビジネスソリューション事業は概ね横ばい、ヘルスケア事業で減収となり、連結売上高は前年同期比14百万円増加し1,850百万円となりました。また損益面では増収や売上原価の減少等の影響により、営業利益は前連結会計年度より黒字転換し82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、持分法適用会社である株式会社デジタルアセットマーケッツ(以下、デジタルアセットマーケッツ)及び株式会社ＡｎｄＧｏ(以下、ＡｎｄＧｏ)の持分法による投資損失177百万円を計上した一方で、デジタルアセットマーケッツの増資に伴う持分変動利益を230百万円計上したことにより、133百万円となりました。

事業セグメント別の概況は、以下のとおりです。
なお、各事業の売上高には、セグメント間の内部取引を含んでいません。

金融ソリューション事業

金融ソリューション事業は、当社、デジタルアセットマーケッツ及びＡｎｄＧｏの事業です。
当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	1,502百万円（前年度比　102.0%）
セグメント利益	467百万円（前年度比　118.8%）

前年同期と比べ、東京証券取引所でarrowhead4.0が運用を開始したことに伴うエンハンス対応の反動による売上の減少があったものの、受託開発案件やライセンス利用料等の売上が増加したため、売上高は前年同期比102.0％の1,502百万円、損益面では、セグメント利益は増収やコスト減少の影響により、前年同期比118.8%の467百万円となりました。

Fireblocks社との戦略的パートナーシップ、デジタルアセットマーケッツ及びＡｎｄＧｏとの連携を通じて、ＷＥＢ３領域における事業基盤の強化を推進しております。また、2026年５月より、証券会社向けトレーディングシステム「TIGER Trading Platform」の暗号資産取引への対応を開始し、長年培ったリスク管理・コンプライアンス機能を活用した新たなサービス展開に取り組んでおります。証券領域とＷＥＢ３領域の技術・ノウハウの融合を進め、付加価値の高い金融ソリューションの提供を目指してまいります。

ビジネスソリューション事業

ビジネスソリューション事業は、当社及び株式会社ビーエス・ジェイの事業です。
当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	256百万円（前年度比　99.3%）
セグメント利益	12百万円（前年度は30百万円のセグメント損失）

前年同期と比べITエンジニアリングサービスでの増収があったものの、経営統合管理プラットフォーム『GroupMAN@IT e2』において、ライセンス利用料の減収があったことにより、売上高は前年同期比99.3%の256百万円となりました。損益面では人件費の減少等の影響により、セグメント利益は12百万円となり前年同期のセグメント損失30百万円より黒字転換しました。

なお、2026年９月30日付で株式会社ビーエス・ジェイの全株式及びグループ経営管理ソリューション事業を譲渡し、同社を連結の範囲から除外しております。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業は当社及び株式会社インタートレードヘルスケアの事業です。
当連結会計年度の経営成績は次のとおりです。

売上高	91百万円（前年度比　87.2%）
セグメント損失	70百万円（前年度は51百万円のセグメント損失）

『ＩＴはなびらたけ』製品の販売が計画より遅れていることにより、売上高は、前年同期比87.2%の91百万円となりました。損益面では、販売計画の未達による減収に加え、販売促進等に係る費用負担の影響により、セグメント損失は70百万円（前年同期は51百万円のセグメント損失）となりました。

『ＩＴはなびらたけ』製品の機能性表示食品としての優位性を十分に活かしきれず、認知度不足が課題となっております。今後はプロモーション及びマーケティング戦略を根本から見直し、新たな販売計画を立案するとともに、訴求力の高い商品展開を推進してまいります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は49百万円であります。
その主なものは、金融ソリューション事業におけるサーバ、ネットワーク機器類であります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2026年９月30日付でビジネスソリューション事業における、グループ経営管理ソリューション事業を株式会社イーテアへ事業譲渡いたしました。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年８月20日開催の取締役会において、株式会社ビーエス・ジェイの株式の全部を株式会社イーテアへ売却することについて決議し、2026年９月10日付で株式譲渡契約を締結し、2026年９月30日に株式を売却いたしました。

8. 対処すべき課題

金融ソリューション事業においては、IT人財の需給逼迫が継続する中、金融領域とテクノロジー双方の専門知識を有するハイブリッド型プロフェッショナルの確保が極めて困難な状況にあります。このような課題は長期的視点での対応が必要であり、組織全体としての技術革新への迅速な適応には、部門横断的およびグループ内での人財流動性向上が不可欠です。

ビジネスソリューション事業においては、経営管理プラットフォーム『GroupMAN@IT』の開発・保守モデルから撤退し、ITエンジニアリングサービス（技術者常駐型支援）へ事業ポートフォリオをシフトしました。ストック型のライセンスから労働集約型のフローモデルへと変化したことにより、IT人財の獲得競争が激しい中、競合他社と差別化し、人財の採用強化に努め、要件定義やプロジェクト管理支援、DX推進支援といった上流工程の案件比率を高めていくことが課題です。

ヘルスケア事業においては、機能性表示食品としての届出番号を取得しておりますが、更年期ケア分野は症状や課題の可視化が困難であることから、口コミやSNSによる情報拡散が限定的で認知浸透にも一定の遅れが見られます。今後は、裏付けとなる研究論文や臨床データ等のエビデンス活用を積極化し、情報公開の透明性を高めることで、フェムケアサプリメントとしてのブランド認知度向上を図ってまいります。

9. 財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 (2023年９月期)	第 26 期 (2024年９月期)	第 27 期 (2025年９月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売上高 (千円)	2,011,061	1,849,078	1,836,486	1,850,658
経常利益 (△経常損失) (千円)	1,754	△159,583	△213,206	△103,119
親会社株主に帰属する当期純利益 (△親会社株主に帰属する当期純損失) (千円)	36,626	△97,904	△145,125	133,531
1株当たり当期純利益 (△1株当たり当期純損失) (円)	5.10	△13.63	△20.20	18.58
総資産 (千円)	1,723,920	1,645,970	1,481,796	1,541,676
純資産 (千円)	1,331,226	1,232,832	1,076,118	1,202,619

10. 重要な子会社の状況

2026年９月30日現在

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社インタートレードヘルスケア	47,500千円	100.0%	ハナビラタケ及び関連製品の生産、販売 健康補助食品の販売

当社は、2026年８月20日開催の取締役会において、株式会社ビーエス・ジェイの株式の全部を株式会社イーテアへ売却することについて決議し、2026年９月10日付で株式譲渡契約を締結し、2026年９月30日に株式を売却いたしました。

これにより、同社を連結の範囲より除外しております。

11. 主要な事業内容

2026年９月30日現在

事業部門	事業内容
金融ソリューション事業	証券ディーリングシステム、外国為替証拠金取引システム、暗号資産プラットフォーム等の開発及び保守
ビジネスソリューション事業	ITエンジニアリングサービスの提供
ヘルスケア事業	健康食品や化粧品等の開発及び販売

12. 主要な事業所

① 当社

2026年９月30日現在

名称	所在地
本　社	東京都中央区新川一丁目17番21号

② 子会社

2026年９月30日現在

名称	所在地
株式会社インタートレードヘルスケア	東京都中央区新川一丁目17番21号

13. 使用人の状況

企業集団の使用人の状況　　2026年９月30日現在

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
82名	９名（減）	42歳　３ヶ月	12年　８ヶ月

（注）上記使用人には、使用人兼取締役１名は含んでおりません。

当社の使用人の状況　　2026年９月30日現在

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
81名	４名（減）	42歳　４ヶ月	12年　８ヶ月

（注）上記使用人には、使用人兼取締役１名は含んでおりません。

14. 主要な借入先

2026年９月30日現在

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	160,016千円
株式会社商工組合中央金庫	26,520千円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の状況に関する事項（2026年９月30日現在）

1．株式に関する事項

① 発行可能株式総数　26,712,000株
② 発行済株式の総数　7,444,800株(自己株式259,250株を含む)
③ 株主数　4,779名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー	1,432,900	19.94
西本一也	1,346,400	18.74
尾﨑孝博	216,100	3.01
ＪＰモルガン証券株式会社	198,300	2.76
西本かな	125,500	1.75
インタートレード従業員持株会	111,500	1.55
津田治	81,800	1.14
楽天証券株式会社	76,000	1.06
神成正幸	70,400	0.98
藤井敏章	70,000	0.97

（注）当社は、自己株式259,250株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等　　2026年９月30日現在

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	西本 一也	株式会社デジタルアセットマーケッツ代表取締役
取締役	尾﨑 孝博	一般財団法人ホワイトロック財団理事
取締役	内藤 敏裕	ヘルスケア事業本部長
取締役	平石 智紀	公認会計士 株式会社アクリア代表取締役 税理士法人アクリア代表社員 株式会社FUNDINNO執行役員 三桜工業株式会社社外監査役
取締役	大久保 淳一	DFG株式会社代表取締役 一般社団法人5years機構代表理事 楽天証券株式会社監査役 NPO法人5years理事長
常勤監査役	猪俣 英夫	—
監査役	内田 久美子	弁護士 和田倉門法律事務所パートナー弁護士 株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役 株式会社ビューティガレージ社外取締役 株式会社ミサワ社外取締役 ピクスタ株式会社社外取締役
監査役	中里 健一	—

（注）１．当事業年度における役員の異動
阿久津智巳氏は、逝去により2026年１月９日に取締役を退任しました。

退任時における地位	氏名	退任時の担当又は重要な兼職の状況	退任日
取締役	阿久津 智巳	ビジネスソリューション事業本部長	2026年１月９日

２．取締役平石智紀氏及び大久保淳一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
３．取締役平石智紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役大久保淳一氏は、金融機関における長年の経験と証券会社の監査役として幅広い見識を有しております。
５．監査役内田久美子氏及び中里健一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
６．監査役内田久美子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
７．監査役中里健一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
８．当社は、社外取締役の平石智紀氏、大久保淳一氏、社外監査役の内田久美子氏及び中里健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、会社に対して損害賠償責任を負うとしております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び業務執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者などから損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による故意、私的利益及び犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。当社の取締役報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績評価等をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の報酬金額を起案し、取締役会に諮り決定しております。報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2004年５月28日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は１名）です。

監査役の報酬限度額は、2004年５月28日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち、社外監査役は２名）です。

⑤　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （2名）	50百万円 （7百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10百万円 （4百万円）
計	9名	61百万円

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。
3. 上表には、2026年1月9日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑥　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役平石智紀氏は、株式会社アクリア代表取締役、税理士法人アクリア代表社員、株式会社FUNDINNO執行役員及び三桜工業株式会社社外監査役を兼任しております。

取締役大久保淳一氏は、DFG株式会社代表取締役、一般社団法人5years機構代表理事、楽天証券株式会社監査役及びNPO法人5years理事長を兼任しております。

監査役内田久美子氏は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役、株式会社ビューティガレージ社外取締役、株式会社ミサワ社外取締役及びピクスタ株式会社社外取締役を兼任しております。

各氏が兼任する法人と当社とは特別の関係にはありません。

ロ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	平　石　智　紀	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、適宜質問するとともに、主に公認会計士としての見地から意見を述べております。
取締役	大久保　淳　一	当事業年度中に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、適宜質問するとともに、社外取締役としての見地から意見を述べております。
監査役	内　田　久美子	当事業年度中に開催された監査役会16回のうち15回に出席しております。また、取締役会19回のうち18回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役	中　里　健　一	当事業年度中に開催された監査役会16回のうち16回に出席しております。また、取締役会19回のうち19回に出席し、適宜質問するとともに、必要に応じて社外監査役の立場から意見を述べております。

（注）当社は社外役員がやむを得ず欠席する場合にも、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取等を行うことにより、議案審議等に関与できる環境を整えております。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
監査法人アヴァンティア

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	29,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との区分をしておらず、実質的にも区分ができないことから、上記金額はこれらの合計金額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と監査の実施状況を確認し、当事業年度の報酬額の見積りの算出根拠等が適切であることを検証した上で、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の規定に基づき同意を行っております。

④ 当事業年度中に辞任した会計監査人
該当事項はありません。

⑤ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑦ 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑧ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅲ．会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

当事業年度においても、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、研修教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンスへの取り組みの指針となるコンプライアンスマニュアルを社内グループウエアを通じて全社員への周知を徹底し、コンプライアンス意識の浸透、高揚に努めました。さらに、内部統制システムの運用上、新たに見出された問題点等について適時適切に是正改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。

以上のことから、当事業年度における当社の内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

以下は内部統制システムに係る基本体制の概要です。

① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、リスク管理を担当する役員を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、「インタートレードグループ・コンプライアンスマニュアル」を制定しております。コンプライアンスの推進にあたり、コンプライアンス・リスク管理委員会を原則毎月１回定期的に開催しております。また、当社は部署毎に、子会社は子会社毎に責任者を選任し、継続的な教育等を実施しています。

以上の施策により、コンプライアンスの重要性の認識に基づく業務運営の確保に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書及び契約書等の重要な意思決定に係る電磁的記録を含む文書等の取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか、文書管理規程及びこれらに関する規程等に従って保存・管理しております。また、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できるアクセス手段を整備しており、情報の管理については「情報セキュリティ基本方針」に基づき行っております。

③ 当社及び当社子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会において、企業価値を高めるとともに、企業活動の持続的発展の実現を脅かすリスクに対処するため、当社グループの「リスク管理マニュアル」を整備しております。

同マニュアルにおいて、リスクに応じた責任部門及び有事の体制を明確にするとともに、内部監査による当社各部門及び各子会社のリスク管理体制について定期的にモニタリングし、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告する体制を構築しております。

④　当社取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、適時臨時の取締役会を開催し、取締役会の機能強化及び経営効率の向上を目指しております。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行う上で価値観の統一のため、当社の全取締役及び各部門長を中心とするメンバーで経営会議を毎月１回以上開催しております。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、当社各部門及び各子会社の中期経営計画及び各年度予算の立案と、全社的な目標を設定し、その進捗と具体的な施策についての報告を行っております。

また、当社及び当社子会社は、社内規程を整備し、各取締役の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の業務の適正を確保するとともに統一的な管理体制を確立するため、「グループ会社管理規程」を定め、これを基礎としてグループ各社の管理を行うほか、グループ会社に当社から取締役及び監査役を派遣し、企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人を設置しておりませんが、監査役が求めた場合には速やかに設置することとしております。その場合には、監査業務に関しては当該使用人が取締役等の指揮命令を受けないこととして、取締役からの独立性を確保することとしております。なお、当該使用人の人事については監査役の事前同意を得るものとしております。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

法令及び監査役に関する規程に基づいて、当社及び当社子会社の取締役は下記の事項を当社監査役会に報告することとしております。

イ．重大な法令、定款違反に関する事項
ロ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ハ．経営状況として重要な事項
ニ．コンプライアンス上重要な事項
ホ．その他会議等で決議された重要事項
ヘ．その他重要事項

また当社及び当社子会社の使用人等は、上記事項に関する重大な事実を発見した場合は、当社監査役に直接報告できるよう体制を整えております。なお、当該報告をしたことを理由として報告者に不利益な取り扱いは行いません。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が常時、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議等の重要な会議に参加できる体制を確保しております。監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査人と情報交換に努め、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、取締役は、監査役会と定期的な意見交換を実施しております。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応することを基本方針としております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を保有していただいている株主の皆様に対しての利益還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けており、財務基盤の健全性、今後の事業展開のための内部留保等を勘案しながら、業績に応じた安定的な配当の継続を行うことを基本方針としています。今後とも業績の向上に全力を傾注し、収益力及び財務体質の強化を図る所存です。

内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた効果的な設備投資及び研究開発投資に活用する方針です。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位　千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**1,020,863**
現金及び預金	689,897
売掛金及び契約資産	249,375
商品及び製品	9,417
仕掛品	10,167
原材料及び貯蔵品	7,583
その他	59,068
貸倒引当金	△4,646
固定資産	**520,813**
有形固定資産	**62,105**
建物及び構築物	8,660
工具、器具及び備品	52,264
リース資産	1,180
無形固定資産	**1,385**
ソフトウエア	1,020
その他	364
投資その他の資産	**457,321**
投資有価証券	314,394
長期貸付金	17,000
敷金及び保証金	122,302
その他	15,623
貸倒引当金	△11,998
資産合計	**1,541,676**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**292,553**
買掛金	66,050
短期借入金	100,000
１年内返済予定の長期借入金	40,032
リース債務	1,581
未払法人税等	33,425
その他	51,464
固定負債	**46,504**
長期借入金	46,504
負債合計	**339,057**
純資産の部	
株主資本	**1,202,619**
資本金	1,478,433
資本剰余金	996,567
利益剰余金	△1,177,327
自己株式	△95,054
純資産合計	**1,202,619**
負債・純資産合計	**1,541,676**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位　千円）

科　　目	金	額
売上高		**1,850,658**
売上原価		**1,214,402**
売上総利益		**636,255**
販売費及び一般管理費		**553,634**
営業利益		**82,620**
営業外収益		
受取利息	1,632	
受取配当金	3	
雑収入	1,057	2,692
営業外費用		
支払利息	3,239	
持分法による投資損失	177,671	
その他	7,520	188,432
経常損失		**103,119**
特別利益		
持分変動利益	230,114	
関係会社株式売却益	21,800	
退職給付引当金戻入額	9,477	261,392
税金等調整前当期純利益		**158,273**
法人税、住民税及び事業税	22,343	
法人税等調整額	2,398	24,741
当期純利益		**133,531**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**133,531**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位　千円）

項　目	株　主　資　本				
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,478,433	996,567	△1,303,828	△95,054	1,076,118
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	133,531	―	133,531
持分法の適用範囲の変動	―	―	△7,030	―	△7,030
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	―	―	126,500	―	126,500
当期末残高	1,478,433	996,567	△1,177,327	△95,054	1,202,619

項　目	純資産合計
当期首残高	1,076,118
当期変動額	
親会社株主に帰属する当期純利益	133,531
持分法の適用範囲の変動	△7,030
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―
当期変動額合計	126,500
当期末残高	1,202,619

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　株式会社インタートレードヘルスケア

当社は、2026年８月20日開催の取締役会において、株式会社ビーエス・ジェイの株式の全部を株式会社イーテアへ売却することについて決議し、2026年９月10日付で株式譲渡契約を締結し、2026年９月30日に株式を売却いたしました。

これにより、当連結会計年度末において同社を連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社の数　　３社

関連会社の名称　　株式会社デジタルアセットマーケッツ
株式会社ＡｎｄＧｏ
株式会社イーテア

当連結会計年度より、持分法非適用関連会社であった株式会社イーテアは、重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な関連会社　　AL INTERTRADE CO. LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

棚卸資産

イ. 商品及び製品

ヘルスケア事業

主として移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ロ. 仕掛品

金融ソリューション事業、ビジネスソリューション事業

個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ヘルスケア事業

移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ハ. 原材料及び貯蔵品

ヘルスケア事業

主として移動平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備は除く)・・・定額法

2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物・・・定額法

上記以外の有形固定資産・・・主として定率法

建物及び構築物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。ただし、ライセンス契約で使用期間が定められているときは、当該期間を耐用年数とした定額法による額を計上しております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

証券システムの開発サービスについては、期間がごく短い場合等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づく一定期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンス提供、システム運用・保守サービスについては、主に、顧客にサービスが提供される期間の経過とともに履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、過年度の実績や経営計画及びその他の仮定を踏まえ、入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき、継続的に見積りを行っております。会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（投資有価証券の評価）

投資有価証券(連結貸借対照表に計上した額)	314,394千円
持分法適用会社ののれん相当額の当社持分	(145,741千円)

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額　　419,862千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式（株）	7,444,800	－	－	7,444,800

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、余剰資金の運用については、取締役会の決議を経て短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し運用しております。資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、上場株式は市場価格の変動リスク、非上場株式は当該企業の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期貸付金	17,000	16,909	△90
敷金及び保証金	122,302	91,515	△30,786
長期借入金（1年内返済予定を含む）	86,536	83,823	△2,712
リース債務（1年内返済予定を含む）	1,581	1,578	△2

(注) 市場価格のない株式等

（単位　千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	314,394

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位　千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	―	16,909	―	16,909
敷金及び保証金	―	91,515	―	91,515
長期借入金	―	83,823	―	83,823
リース債務	―	1,578	―	1,578

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金、敷金及び保証金

長期貸付金、敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを期末から返済または返還までの見積り期間に基づき国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しているため、その時価をレベル２に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	金融ソリューション事業	ビジネスソリューション事業	ヘルスケア事業	計	
一時点で移転される財又はサービス	270,382	28,898	91,276	390,556	390,556
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,232,411	227,690	－	1,460,101	1,460,101
顧客との契約から生じる収益	1,502,793	256,588	91,276	1,850,658	1,850,658
その他の収益	―	―	―	―	―
外部顧客への売上高	1,502,793	256,588	91,276	1,850,658	1,850,658

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（3）会計方針に関する事項　④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	261,667
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	249,375
契約負債（期首残高）	14,620
契約負債（期末残高）	―

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	167円37銭
１株当たり当期純利益	18円58銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

10. 企業結合等に関する注記

（子会社株式の譲渡）

１．株式譲渡の概要

（１）譲渡先企業の名称

株式会社イーテア

（２）譲渡した子会社の名称、事業の内容

子会社の名称　　株式会社ビーエス・ジェイ

事業の内容　　グループ経営管理プラットフォームの開発・保守

（３）株式譲渡の理由

当社グループは、事業ポートフォリオの見直し及び経営資源の最適配置を継続的に検討してまいりました。グループ経営管理ソリューション事業につきましては、株式会社ビーエス・ジェイを中心として事業展開を行ってまいりましたが、今後の事業環境や当社グループにおける事業戦略を総合的に勘案した結果、経営資源をより注力すべき事業領域へ集中させることが中長期的な企業価値向上に資すると判断いたしました。

また、当該事業の継続的な成長及び顧客へのサービス提供の維持・向上を図る観点から、株式会社イーテアへ事業を承継し、同社による事業運営体制へ移行することが最適であると判断し、このたび株式会社ビーエス・ジェイの全株式を譲渡することといたしました。

（４）株式譲渡日

2026年９月30日

（５）法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式譲渡

2．実施した会計処理の概要

（1）譲渡損益の金額

関係会社株式売却益　　21,800千円

（2）譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	14,925千円
固定資産	160千円
資産合計	15,086千円
流動負債	34,802千円
固定負債	2,084千円
負債合計	36,886千円

（3）会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額等を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3．譲渡した事業が含まれていた報告セグメント

ビジネスソリューション事業

4．当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の額

売上高　　61,230千円

営業損失　　19,962千円

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位　千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**977,563**
現金及び預金	672,963
売掛金及び契約資産	241,756
商品及び製品	3,167
仕掛品	8,805
前払費用	45,016
その他	10,500
貸倒引当金	△4,646
固定資産	**613,518**
有形固定資産	**62,105**
建物	8,660
工具、器具及び備品	52,264
リース資産	1,180
無形固定資産	**1,385**
ソフトウエア	1,020
電話加入権	364
投資その他の資産	**550,027**
関係会社株式	409,276
出資金	50
長期貸付金	380,010
敷金及び保証金	121,102
長期前払費用	2,598
破産更生債権等	11,851
貸倒引当金	△374,862
資産合計	**1,591,081**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**264,027**
買掛金	60,983
短期借入金	100,000
１年内返済予定の長期借入金	20,040
リース債務	1,581
未払金	17,256
未払費用	6,483
未払法人税等	32,526
預り金	13,005
その他	12,151
固定負債	**6,480**
長期借入金	6,480
負債合計	**270,507**
純資産の部	
株主資本	**1,320,573**
資本金	**1,478,433**
資本剰余金	**794,264**
資本準備金	794,264
利益剰余金	**△857,069**
その他利益剰余金	△857,069
繰越利益剰余金	△857,069
自己株式	**△95,054**
純資産合計	**1,320,573**
負債・純資産合計	**1,591,081**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位　千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**1,769,687**
売上原価		**1,176,918**
売上総利益		**592,768**
販売費及び一般管理費		**459,806**
営業利益		**132,962**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,844	
雑収入	986	2,830
営業外費用		
支払利息	2,261	
雑損失	7,514	
その他	5	9,782
経常利益		**126,010**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	20,000	
関係会社株式売却損	0	20,000
税引前当期純利益		**106,010**
法人税、住民税及び事業税	21,563	21,563
当期純利益		**84,446**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位　千円）

項　目	株　主　資　本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,478,433	794,264	794,264	△941,516	△941,516
当期変動額					
当期純利益	－	－	－	84,446	84,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	84,446	84,446
当期末残高	1,478,433	794,264	794,264	△857,069	△857,069

項　目	株　主　資　本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△95,054	1,236,126	1,236,126
当期変動額			
当期純利益	－	84,446	84,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	－	84,446	84,446
当期末残高	△95,054	1,320,573	1,320,573

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

イ．商品及び製品

ヘルスケア事業

移動平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ロ．仕掛品

金融ソリューション事業、ビジネスソリューション事業

個別法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ヘルスケア事業

移動平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ハ．原材料及び貯蔵品

ヘルスケア事業

主として移動平均法に基づく原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備は除く）・・・定額法

2016年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物・・・定額法

上記以外の有形固定資産・・・主として定率法

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	４年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。ただし、ライセンス契約で使用期間が定められているときは、当該期間を耐用年数とした定額法による額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

証券システムの開発については、期間がごく短い場合等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づく一定期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンス提供、システム運用・保守サービスについては、主に、顧客にサービスが提供される期間の経過とともに履行義務が充足されるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社は、過年度の実績や経営計画及びその他の仮定を踏まえ、入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき、継続的に見積りを行っております。会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(関係会社株式の評価)

関係会社株式　　409,276千円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	419,862千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	21,049千円
長期金銭債権	363,010千円
短期金銭債務	3,579千円

(3) 保証債務

下記の関係会社について、金融機関からの借入金及びリース債務等に対して債務保証を行っております。

株式会社インタートレードヘルスケア　　61,326千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	売上高	166,729千円
	営業費用	82,665千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加株式数	減少株式数	当事業年度末
普通株式（株）	259,250	－	－	259,250

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,870千円
未払事業所税	330千円
棚卸資産評価損	26,980千円
貸倒引当金繰入超過額	119,620千円
関係会社株式評価損	252,110千円
研究開発費	31,520千円
繰越欠損金	210,170千円
繰延税金資産　小計	645,600千円
評価性引当額	△645,600千円
繰延税金資産　合計	－

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)	㈱ジャパンインベストメントアドバイザー	被所有直接(19.9)	開発の受託	売上(注)3	15,000	売掛金	16,500

子会社及び関連会社等

(単位 千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱インタートレードヘルスケア	所有直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付 債務保証(注)2	20,000 61,326	長期貸付金(注)1 ―	363,010 ―
関連会社の子会社(注)4	㈱ビーエス・ジェイ	― (注)4	開発の委託 資金の貸付	外注(注)3 資金貸付 利息受取	61,230 17,000 313	買掛金 長期貸付金	3,839 17,000
関連会社	㈱デジタルアセットマーケッツ	所有直接19.0	役員の兼任 開発の受託	売上(注)3	148,590	売掛金	17,160
関連会社	㈱ＡｎｄＧｏ	所有直接25.5	開発の委託	外注(注)3	13,200	買掛金	3,025
関連会社	㈱イーテア	所有直接21.0	株式譲渡	株式の譲渡(注)5	0	―	―

(注) 1　子会社に対する貸付金に対し、363,010千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、20,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

2　金融機関からの借入金及びリースに対して、債務保証を行っております。保証料の受取は行っておりません。また、取引金額は債務保証の期末残高を記載しております。

3　取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

4　2026年９月30日付の全株式売却により、株式会社ビーエス・ジェイは、子会社から関連会社の子会社に属性が変更になりました。なお、取引金額については子会社であった期間も含めて記載しております。

5　株式会社ビーエス・ジェイの全株式を譲渡いたしました。価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。詳細につきましては「10.企業結合等に関する注記」をご参照ください。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記　(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	183円78銭
１株当たり当期純利益	11円75銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月18日

株式会社インタートレード
取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　木村　直人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　加藤　大佑

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インタートレードの2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インタートレード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月18日

株式会社インタートレード
取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　木村　直人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　加藤　大佑

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インタートレードの2025年10月１日から2026年９月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月18日

株式会社インタートレード　監査役会

常勤監査役　猪俣　英夫　㊞
社外監査役　内田　久美子　㊞
社外監査役　中里　健一　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

KABUTO ONE 4階
HALL & CONFERENCE ホールB

東京都中央区日本橋兜町７番１号　TEL 03-6231-0567

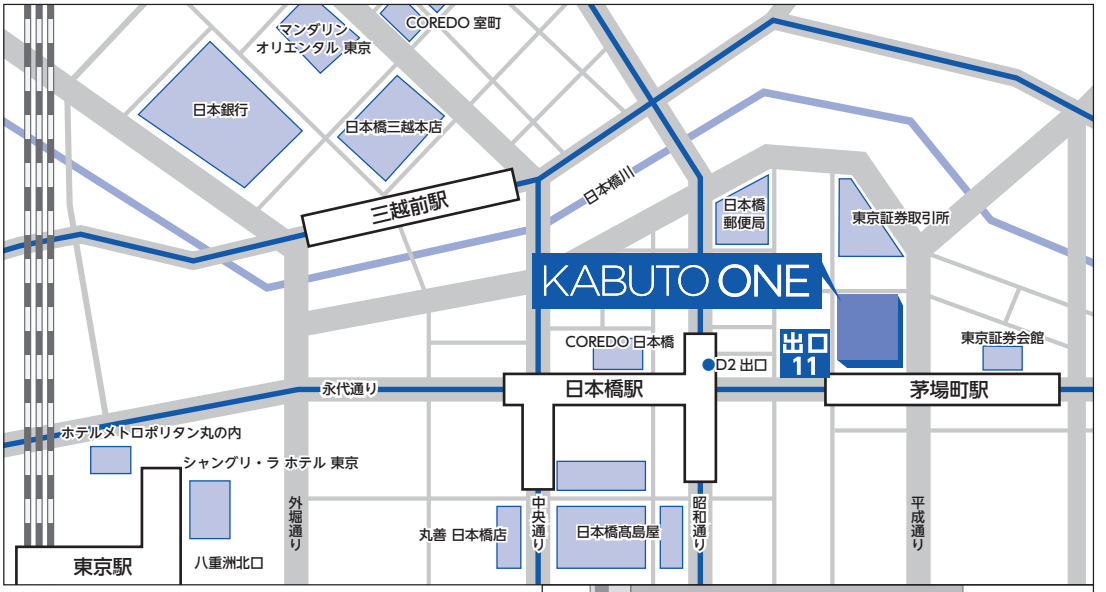

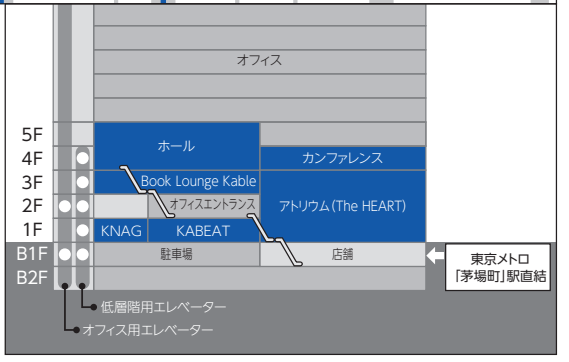

交通のご案内

●地下鉄　東京メトロ東西線・日比谷線
「茅場町」駅 11番出口直結

東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分

東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

●JR線　JR線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

お知らせ　誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT